

第三十八回 參議院大藏委員會

昭和三十六年三月二十二日(水曜日)  
午後二時五分開会

八時五分開会

三月二十日委員佐野廣君辞任につき、その補欠として湯澤三千男君を議長において指名した。

出席者は左の通り

理事 委員長 大竹平八郎君

上林 沙翁  
廣君 裕彦君

塙見俊二君

山本　米治君  
荒木正三郎君  
大矢　正君  
木村轄八郎君  
清澤　俊英君  
原島　宏治君  
須藤　五郎君

府委員  
大蔵政務次官 田中 茂穂君  
務局側

説明員  
会専門員  
木村常次郎君

第五部 大蔵委員会会議録第十三号

昭和三十六年三月十五日

○委員長(大竹平八郎君) 次に、関税定率法の一部を改正する法律案及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
本日は、両法律案審査のため、参考人として日本関税協会副会长尾鷲将玄

そこで、日本の今の関税について見ますると、今の関税の率は昭和二十六年にアメリカの占領下において策定せ

に役割を果たし得るようになつておるかどうかということが問題であると存じます。

○委員長(大竹平八郎君) ただいま申し上げました委員の異動の結果、理事が一名欠けることになりました。  
つきましては、委員長は、前例に従い、正規の手続を省略し、理事に佐野廣君を指名いたします。

なるわけであります。日本の産業を保護するためには、プライス・メカニズムによる関税によるよりほか方法がない。関税によって間接的に輸入を調整するよりほか方法がないということになってくると思います。それでは、日本は貿易は貿易日記で易きこと

たします。三月二十日付をもつて委員佐野廣君が辞任され、その補欠として湯澤三千男君が委員に選任されました。本日付をもつて委員湯澤三千男君が辞任され、その補欠として佐野廣君が選任されました。

和舊元折衷法の一部を改正するも有効につきまして、この改正に至った経過、それからその法の内容等につきまして、申し上げたいと存じます。

- 関税暫定法の一部を改正する法律案  
(内閣送付、予備審査)
- 関税暫定措置法の一部を改正する法  
律案(内閣送付、予備審査)
- 委員長(大竹平八郎君) ただいまか  
ら委員会を開きます。

参考人の方の発言が全部終了した後で、尾関参考人より、税定率法の一部を改正する法律案と闇営業の規制についての御了承を願います。では、尾関参考人、どうぞ。

参考人	大蔵省主税局業務課長 加治木俊道君
日本関税協会副会長 尾関 将玄君	
本日の会議に付した案件	
理事の補欠互選の件	

君の御出席をわざらわし、御意見を拝聴することにいたしております。

過しております。ところが、日本の産業構造は著しく変化しました。軽工業から重工業へ、それからさらに石油化学工業へと、世界が瞠目するほど——目を見張るほど伸展をいたしました。非常な変化を来たしておると存じます。また、日本の関税をかけるのには日本の関税定率法というものがござりまするが、これははどうであるかと申しますると、明治四十三年に作ったものであって、今までに五十年を経過しております。実に古びたものであります。その関税定率法において、定率表において日本の税目はと申しますと、九百四十三しかございません。世界の先進工業国では一千ないし六千に、あるいは六千以上に及んでおります。それがたった九百四十三しかない。しかも、日本の現在の九百四十三の税目の中には、ここ十年来ほとんど輸入したものがないという税目もあるわけであります。また反対に、この現在の一つの税目を今の世界先進工業国の分類に従うといったならば、一税目が約百四、五十税目に分けないと十分でないというようなものもあるのであります。従つて、この五十年来使用した税表によって自由化となってきた後の日本の産業を保護しようとしても、それは大きな支障を来たすことになる存じます。

税は昭和二十六年にこしらえた、産業委員会を招集いたしまして、日本の関税率は非常に変わった。自由化はまさにやらなければならぬようになってきておる。で、こういう状態に対処するためには、関税率及びこれに關する制度について根本的に検討する必要があると思うがどうしたらしいかという詰問があつたわけであります。今申し上げましたように、五十年の経過を経ておる関税率表、それから十年を過ぎておる関税率表、そういうものを改正するいたしまするといふと、少なくとも三年、四年という準備を要するのが普通であります。しかし同時に、自由化はそんなのんきなことは言つておられない、目睫の間に迫つております。で、改正法律案は直近の通常国会に提出する必要があると、審議委員会は速急に答申をせねばならないことになつておつたのであります。ところが、関税率審議委員といふのは全国にわたつて四十四名おりまして、これが速急なる答申をするということはなかなかむずかしい。そこで、十八名の小委員とでもいうようなものを作りまして、これが調査部会として発足することになりました。これが昨年の五月の十六日であります。で、この部会が十六日から発足いたしまして、毎週末みんなが研究したところによりまして会を開いて、会を重ねること二十五回、十一月三日に答申案を作つて、十二月五日に全部の委員の

総会にかけまして、六日に諮問にこたえた答申といたしまして報告をいたしました。これが大体の経過であります。そこで、この法案は、その後政府の方でこの答申によって作られ、さらに一月に至りましてまた調査部会と、それから總会とに諮られて正式なものになつて、ここに法律案として出たと聞いております。そうしてここに出た法律案はわれわれが答申したものと字句は多少違うかもしれないが、内容は全部そのままと、いってもいいというようにも聞いております。従つて、私は法律案については実は入手しておりません。けれども、われわれが答申したそのものと変わりがないということなのでありますので、そのわれわれが答申したものについて一つこれから申し上げることにいたします。これはまた現在の法律案そのものについて申し上げるのと、おそらく何の変わりもないと思うからでございます。

案ができ、五五年から各国が採用するものができて、現在におきましてもはさうあります。そらく、「二、三十カ国、二十数カ国が採用していると存じます。従つて、日本がこれによるということは、ガットの交渉等におきましても共通の税表であります。それから、その分類はきわめて科学的である。恣意を許さない、自分勝手の解釈を許さない。ちゃんと注釈書があつて、それによつて分類をしていくのであつて、きわめて公平である、こういうよう長所があるのでござります。

そして、その分類は、大分類が二千の一、その次の中分類が九十九、その次の小分類が千九十六に分かれております。そして、そこまでは、この千九十九までは、世界各国はもう同じようなものを採用する。そのものを採用する。その千九十六の下に、今度は税目を小さく分けていく。それは各国が自分の國の都合によつてしかるべき分類していく、こういうことになつております。その分類が、前申しました、先進工業国では二千ないし六千に分かれておる」と申し上げましたそれなのであります。そこで、それでは日本の方はどうしたかと申しますと、その分類によりまして分けましたのが「二千二百三十三」でございました。日本は九百四十三「二千二百三十三」となりました。ますます先進工業国と大体同じ程度になつてしまふと申し上げていいのだと存じます。そう一千二百三十三となつたものであります。それと前の税率とを比べたならばどういう結果になつておるかと申しますると、税率の上がつたもので三百五十一、下がつたものが三百八

十六、据え置きが千五百九十六でございます。  
それでは、その上がった二百五十九のもののかと申しますると、それは大体二つありますて、産業政策上、今後これから後育成すべき産業であるこう認められた。パター、チーズ等、あるいは化学生薬品、工作機械の一部というようなものであります。それから、自由化になりますると、前にも申し上げましたように、外国からたくさん入ってきてくるかもわからない。そのため、非常に衝撃を受ける産業、今のまではこれが日本産業として立っていきにくいうようなもの、そういうものについて、その外国からの衝撃を緩和するというようなものにつきましても、引き上げたものがござります。大豆でもあるとか、非鉄金属の一部であるとかがそれであります。

それでは、税率を引き下げたものはどうか。どんなものを引き下げたのかと申しますると、これは、昭和二十六年の当時は相當に保護をする必要があった、しかし今はもう十分だ、国際貿易の競争場においても十分にやつていけるというようなもの、そういうものに対して引き下げたものがござります。これは、たとえば双眼鏡であるとか、あるいは陶磁器であるとかいうようなものを引き下げました。いま一つは、奢侈品について引き上げました。奢侈品というのにつきましては、ずっと前は十割一一〇〇%の関税をかけておつたのでありまするが、昭和二十六年にはこれを五〇%ないし四〇%というのを引き下げております。

した。それが現行の税率なのであります。しかし、今はこれは少し下げていいじゃないかということで、五〇%ないし四〇%を、一〇%くらべつ引き下げまして、四〇%ない三〇%というものにいたしました。これは貴石であるとか、貴金属あるいは、ミンクなんかの毛皮といふようなものでございます。それから、いま一時は、国内に生産のないもの、これも引き下げました。たとえばココア豆のときものであります。

その他のもの、千五百九十六の非常にたくさんの中品目になつておりますが、そのものはどうであるか。これが二つに分けることができます。(一)は、各方面から調査いたしまして、この調査審議の結果、現状のままがいいんだというものが一つであります。そしてそれが千五百九十六の大部であります。いま一つは、調査をして今きめようと思つても、きめるのが適當でないというものなのであります。関税できめるよりも、もう少し牛馬を輸した政策が必要であると考えられるものなのであります。これは米だとか小麦だとかいうような主食、あるいは砂糖であるとかあるいは非鉄金属の一部である銅だ、鉛だ、亜鉛だというようなものとか、石炭、石油といふようなものがそれなのであります。大体大きく分類するとこの二つがあると存じます。

こういうように、まあ大きっぽに分けると分けることができると存じまするが、それでは、その結果として、税率を全体として見たらどうかと申します



クオータにつきましては、関税率審議会の答申におきましても、そのプラスの面とマイナスの面が両方答申されていらっしゃったのは主としてプラスの面について伺つたわけですね。マイナスの面につきましては、緊急関税については、この答申を見ますと、現行法でも複関税とか報復関税、相殺関税、それから不当廉売関税の規定があるけれども、これまで全然発動された例はない、現行でもそういうあれがあるんだ、それから第二に、こういう制度をとりますと、かえって相手国に緊急関税の発動の口実を与えるおそれがある、この二点をマイナスの面として指摘されているわけですね。この点について御意見承りたいんですね。

そのことと、もう一つは、今度はタリフ・クオータにつきまして、もし適用を誤りますと非常な弊害があるわけですね、これも、それでこの答申案には、そのマイナスの面として「適正なクオータの算出に困難がある」、それから「先着順制を採る場合は、無用の輸入競争を誘発するおそれがある」、第三に「クオータをあらかじめ割り当てる制度を採る場合は、プレミアムの発生等、外貨割当制度と同様の弊害を生ずるおそれがある」、こういう点を指摘しているんですね。私は特に第三の「外貨割当制度と同様の弊害を生ずるおそれがある」という点が気にかかるわけなんですね。

そういう今申し上げましたマイナスの面ですね、緊急関税と、それからタリフ・クオータにつきまして、御意見を伺いたい。

それから、最後に、暫定措置につき

ましてお伺いいたしましたが、先ほどガス事業用の原油の免税ですか、それと暫定増減税につきまして、最初何かこういう困ったことに陥るようなちょっと形容の言葉を申されたんだけれども、これについての御意見ですね、これはただ、これについてはその法案の内容の重点を御紹介されただけでございましたが、これについての御意見を伺いたい。

○委員長(大竹平八郎君) なお、申し述べました。政府側より説明員といたしまして、加治木業務課長、木谷鑑査課長の両氏が出席をいたしております。

○参考人(尾閻将玄君) お答えいたしました。緊急関税につきまして、及びタリフ・クオータ等につきまして、諮問の答申にという今御質問でございましたが、諮問の答申にそういうようなことはどうもあったようと思えませんのですが。議論する場合にいろいろのもののがあったことはございました。しかし、答申にはちょっとと思い当たりません。しかし、それがいずれにいたしましても、今木村さんからのお話がございましたので、その答申であるかどうかはしばらくおきまして、お答えいたします。

緊急関税の場合に、緊急関税というものに似たようなものがたくさんあるんじゃないかというお話ですが、それのみでは今申しましたような場合に対応して委任命令をもつて適当に処置することができるないということであります、一つは、たとえばよく似ていることは、今木村さんのおっしゃった中で一番よく似ておるのは、不当廉売措置法だと思います。それにダンピングと

書いてあるかもわかりません。今の現行法ではどう書いてあるか、ちよっと正確な文字は知りませんが、結局不廉売防止条項、ダンピング防止法とも書いてある、それが一番よく似ていると思います。しかし、これは外国がダンピングをやってきておる、結局日本なら日本に対して、向こうの市価をわざわざ割って日本にたくさん来ておるという場合でないと発動できません。そして外国が日本に対して安く売ってる、お前の市価とそれから日本に来ておるC.I.Fの価格とは非常な差額があるということを立証するのは日本でありますて、この立証ははなはだむずかしい。従つて、どこの国にも昔からこういうような不廉売防止法のようなものはあるけれども、実際においては適用がほとんどなかつた。これを適用するときには、ほとんどけんか腰になり、お前の国というその外国市場価格を調べることがすでにむずかしい。ところが、今度自由化すると、そういうことも含みますけれども、事實においては、その他におきましても、そう不当なことはなくともずっと安く来る場合がある。そういうときには、外国のことを立証する必要がなない。日本の産業から比べて外国の方がたくさん来て、日本の産業が現にこういう非常なる危害をこうむるのだ、また危害をこうむるおそれがあるのだと加えている。ガットの規定の十九条にもうそういう規定がちゃんとできております。不廉売防止法があるにもかか

わらず、なおかつ、不当廉競防止法というのにおそらく先進各国のどこであります。またガットにおいて別に今ここに申し上げました緊急關稅のように規定を加えておる。そういううえから見ましても、こういうものは必要であるということが一つ。

それから、各國に対していろいろの報復措置というお話をありまして、そういうことはいろいろあるであります。しかし、不当廉競防止法なんかによると、すぐ報復措置、そんなことはないのだというのでやり得るのではありませんが、今度の緊急關稅のようによると、そういう言いがかりはなかなかつかない。ただ、実質的には、こちらが關稅を上げるとすれば、これは緊急關稅であっても、それから普通の關稅であっても、お前の方が高くするなら私の方もやりたいということはあるけれども、これは緊急關稅そのものの本質的の弊害ではない、それは關稅を上げた場合にはいかなる場合にも考えられることである。こういうようなことでありまして、緊急關稅そのものにつきましては、これは委員会でもそう大した議論があつたように思えません。それが一つ。

それから、次の今度タリフ・クオータについて申し上げますが、タリフ・クオータにつきましても審議はあつたようにも思わないのですが、さいますると自由化の精神に反するのではないから、そういう場合があるのではないかというようなことがあります。これは委員会でも、タリフ・クオータというようなものをあまりやつたくさんこれを採用することは考え

ものだ。そこで局限してこれを採用することにすべきである。で、いろいろいふては五品のみが取り上げられまして、始めはあれもこれもというような議論がございましたが、それはこの際避けるべきであるというようなことが、実はその審議の過程のときにはもうございましたから、十八名の調査員がおるのでありますから、いろいろ議論し、そしてこれが二十数回いろいろの議論をやりましたから、各方面から慎重な審議を重ねましたから、そういう議論においでは最後において一人も反対する者はおりませんでした。つけ加えておきましては、一千二百三十三品目及びこの制度につきましては、「品」と「制度」ごとに決をとりましたが、すべてが全会一致であります。異議を差しはさむ者は一人もありませんでした。すべてが満場一致であったということを述べておきます。

しい讓許をしなければならぬわけです。その場合、讓許品目が問題になると思うのですね。しかし、それは委任命令になつて、お役所がやるわけです。そういうことまでもお役所にまかして弊害がないかどうか。それは緊急関税をかけられる方はそれで保護されるからいいんですけれども、それから業界なりが影響を受けるんぢやないかと思うのですけれども、そういう場合、委任命令でいいかどうかです。まあそんなに弊害がなきやいんでしょうか。でも、無理に——無理でないのですが、きめてしまつて、そして片方の業者が困つたというような場合には、どういうことが……。これは国会でそういう場合に審議されれば事情が明らかになりますけれども、そういう点はどうなんでしょうか。

○参考人(尾関将玄君) 私の意見としてお答えいたします。これは政

見であるかどうかわかりませんが、われわれがその審議したときの意見は、

今私が申し上げるような意見と同じことであつたのでござます。が、これは木村さんのおっしゃること非常にご

もつともだと存じます。しかし、今外

国に対し日本が関税率を譲許してお

る、その譲許を日本はやめるのだ、こ

ういう場合に、外国から見るとどうで

あるかというと、今日本に譲許してお

る税率を譲許しておる、これはもう相

互主義で、両方がそれをやつておるわけ

であります。それを、日本が今譲許して

おる税率をもう譲許しないのだとい

うことになると、向こうも黙つてはおら

ないわけあります。それじゃ困るよ

うので、向こうも譲許を撤回する場

合があります。それがまた日本の産業

から困る場合が非常にあります。そ

うが言つてくるのが普通であります

て、そこで日本もいろいろ考えて、そ

れじゃこういうものを譲ろうというよ

うなことになつて初めて円満に交渉が

ゆく。そうしないと、これは日本の今

の貿易の状態、産業の状態から考え

て、緊急関税で譲許を撤回する、こう

いっても、仮を作つて何とかを入れな

いと同じことであつて、実際において動く

はこれが動かない。実際において動く

ようにするためには、もうやむを得ざ

る最小限度においてはほかのものを譲

りたいと、委任命令になつた

ところで、委任命令は動かない。そこ

でやむを得ない、これはもう木村さんの

おっしゃるよう非常に異例であります

しよう、しかしこれはやむを得ず認め

なければならないということであると

思ひます。

いま一つは、国会の審議を経なければ

ならないというのはごもつともあ

りますが、これは外国との交渉の場

合でありますので、これは形式論で

なくして實論になりますが、外国と

の交渉の場合には、ガットの率をこし

らえるときにも、これは国会に諮らず

に一応の話を進めて、それからあと

で承認を得るというようなこともある

ことがありますので、まあきわめて小範囲

であるならば、それをきめて実行に移

しても、そう弊害はないんじやない

か。少なくともそなへば日本の

産業の危殆に瀕するような場合を救い

得ないんじやないか。こういうように

委員会でもきめ、法制局でもそれを認

めたと聞いております。

○荒木正三郎君 私も一点伺いたい

ですが、いわゆる大衆消費といわれる

ようなもの、特に酒とかあるいはたば

こ、こういう品物に対する関税は非常

に高いんですが、從来も高かつたわけ

ですが、で、これは国内産業を保護助

成する、そういう目的からこういう高

い関税というものが從来からも行なわ

れたというふうに考えるのですが、一

面消費者である国民の立場からすれば

非常に高いものを買わされておる。

まあ不当という言葉が当たるかどうか

知らないんですが、不当ともいえるほ

ど高い値段で消費しなければならぬ。

その原因が関税にあるというと、國民

の負担は非常に重いということになる

わけなんです。一方では、この高い関

税によって国内の産業を保護助成する

という問題、矛盾した理由がここに現

われておると思うんです。しかし、國

内産業を助成育成するということを開

税の操作だけで処理していくと、といふこ

とは、考慮する必要があるんじゃない

かと私は考へるわけですが、こういう

点について審議会で御議論がなかつた

かどうか、あればどういう議論があつたかというふうな点ですね、これが第

一点お伺いしたいと思うんです。

もう一つは、たばこについては、あ

るいは酒についても、国内において相

当重い税がかけられておるわけです、

国内においても、日本内で生産される

けるということはやむを得ないのじや

けなんです。しかし、一般國民消費者

おる税率をもう譲許しないのだといふことになると、向こうも黙つてはおらないわけあります。それじゃ困るよ

うので何か譲ってくれとということを向

こうが言つてくるのが普通であります

て、そこで日本もいろいろ考えて、そ

れじゃこういうものを譲ろうといふよ

うなことになつて初めて円満に交渉が

ゆく。そうしないと、これは日本の今

の貿易の状態、産業の状態から考え

て、緊急関税で譲許を撤回する、こう

いっても、仮を作つて何とか入れな

いと同じことであつて、実際において動く

はこれが動かない。実際において動く

ようにするためには、もうやむを得ざ

る最小限度においてはほかのものを譲

りたいと、委任命令になつた

ところで、委任命令は動かない。そこ

でやむを得ない、これはもう木村さん

の意見が明らかになりますけれども、そ

ういう場合はどうなんでしょうか。

○参考人(尾関将玄君) お答えいたし

ます。酒、たばこ等についてのお話で

ございませんが、たばこは、申し上げる

までもなく専売になつておりまして、

この専元といふのは、人の意見によつ

て違つと思ひますが、御意見のこと

ます。これは大衆に非常なる税金をかけ

ておるのかもしません。これは非常

に高いものになつて、非常なる専売收入

と、これは大衆に非常なる税金をかけ

ておるのかもしません。これは非常

に高いものになつて、非常なる専賣

と、これは大衆に非常なる税金をかけ

ておるのかもしませ

にとつては非常に高い砂糖を食べなければならない、こういうことにならなければならぬ。一方では国内産業を助成しなければならない、こういう問題があるわけです。それを関税の面からだけ検討して、これで操作するということではなく十分でないのじゃないか。これは少し政策上の問題になりますが、砂糖等の国内産業育成については、他にこれを積極的に助成する方策というものも考えられるわけです。関税だけで考えないで、他の政治的な面からこれを助長する政策というものがあるわけなんです。だから、そういう面との関連なしに、関税の面からだけでこれを操作するということには相当議論があつたんだはないか、私は聞いておりませんからわかりませんが、当然ここるべき議論じゃないかというふうに思いますので、その点をお尋ねをしておつたわけです。

というようなお話をうたうと思うのでござりまするが、日本の産業が脅かされないような範囲までは下げてもいいのではあるうと私個人は思ひます。私の酒といふのは、もちろん洋酒を含んでおります。酒全体といふのは洋酒を含んでのことです。洋酒の保護ということなこと、それから清酒の方にも、これは類似品ですから……非常に広い意味であります。

それから、たばこの場合もこれが守られるならば下げてもいいかというようなお話だったと思いますが、私はそれでいいんだと思います。現に、今申し上げましたように、葉巻は下げてもいいんだ、下げるのも、日本の専売制度、日本たばこは脅かされない、こううたってたので、三五五%というものを大幅に引き下げまして二〇〇%、一五五%も引き下げた。こういうような点異論はなかったたというところを見ましても、これは当然下げていいものだと存じます。

これが酒、たばこの方についてのお答えであります、いま一点の砂糖についてはどうかというお話を、これをおっしゃる通りに、相当の議論がありました。委員会でもやかましい議論がありました。それで今のように落ちついたのであります。これは御承知の通りだと存じますが、一度は今、関税をさらに引き上げたらどうかといふような――どういいますか、政府の決定じやないんでしょうが、といつていかどうか、とにかく大臣の方でそういう話をあつたということは新聞でも公表されておるようなわけでありまして、そういう高い税率に引き上げたたらどうかということを、この砂糖につい

てのみは政府から一度は話がありましたが。というのは、これは言い過ぎかも知れませんが、関税調査委員会には幹事として政府の人がおりまするから、その方が原案を作つてゐる。そのときに、政府の方で原案として引き上げるのを一つ出して、そして委員会に諸たらというようなことはありました。そのときに委員会の方は非常に議論をいたしました。そうして関税を引き上げる、これより以上関税を引き上げる、ということはおもしろくないというふうとでありますたが、しかし、今はかのブドウ糖とか何とかの育成のために引き上げるのはやむを得ない、こういうふうのであるならば、自由化しろ、すぐ自由化しろ。そうすれば、関税は引き上げても日本の砂糖の市場価格は安くなる。だから、すぐ——すぐというのも言葉としてあやがありますが、この三十六年中には自由化しろという一つの条件をつけまして、さらに砂糖の価格がある価格よりも、それでもなおかつ以上に高くなるならば、関税は引き下げろという条件もつけました。

とであります。この何だから内容を話しますし隠す必要がないと思ひますので申し上げます。それらのことわざを、もう一へん、自由化はこれはやらないといふことになった。そのときに委員会として、自由化はやらないのではあるならば、自由化はやらないこういうのでなしに、もう少しきつい条項をつけまして、自由化が確実でないならば、本年中に自由化が確実でないならばと、逆の方から、裏の方からきつい条項をつけまして、ならば関税引き引き上げは見合わせるべきであるという付帯条件をつけまして決議いたしました。そして砂糖の関税は引き上げなかつたのであります。

だが、これをもう一へん、いろいろの何で誤解があるといけませんから、私の言い方が悪いのであるといけませんから、もう一へん要約して申し上げますと、前にも説明のときにも申し上げましたが、砂糖に関する関税は今の据え置きにした。これは砂糖に関するいろいろの政策に先行すべきものがある、関税よりほかに先行すべきものがいると認めて、現行のままに据え置いたということを、前、据え置きのときにも申し上げましたが、それが委員会の意見の大要であったと存じます。

○委員長(大竹平八郎君) 速記をとめて。

[速記中止]

○木村禪八郎君　これは妙なことを上げます。  
うのですけれども、関税率審議会の会長は大蔵大臣なのですね。そうすると、大蔵大臣が大蔵大臣に答申しているのでね。そうでしょう。そういう答申、ほかに例ござりますかね、どこかに。

○説明員(加治木俊道君) 大蔵大臣が大蔵大臣にいたしているわけではございませんが、関税率審議会会长としてやっておるわけでございますが、もとよりは委員会と称しておりますだけれども、委員会には、諮問機関としての委員会をこしらえました際、当該所管大臣が同時に委員長であった古いならわしがそのまま実は残っているような形になつております。これは実質的に、最近の審議会には私寡聞ながらあまり承知いたしておりません。こういう例はあるはあるかもしませんが、少ないのであります。それで実質的に、あこういう際ですから、この際、新しい形に改めたらどうだという意見が各方面からもありましたし、われわれ自身も問題といたしたのでありますけれども、関税率審議会という場をどういうメンバーで構成したらいいかということがありました。あれには今、御承知など、関係省の各省次官も入っているわけです。そのかわり、民間の学識経験者も入つていただいているわけです。四十五人という定員になつておりますが、ほぼ定員一ぱいに今満たしておりますが、各省次官はもう、およそ役人は全部排除したらどうだという実は意見もあつたのでございましたが、まあ関税のように、業界で受け取ります場合には必ず利害が相対立

するわけである。従つて、公益委員といふ言い方はおかしいのでござりますけれども、何かやはりその直接の業界、もちろん学識経験者としては入っていただくわけでございますが、それにしましても、どうしても業界の利害の反映といふものは免かれがたいといふことを想定せざるを得ませんので、やはり役人といいますか、役所側としての各省の見解もやはりこれは調整しなくてはならぬ問題でござりますので、そういう実質的必要もございますし、それからまた、単に業界だけで議論をする方が妥当な結論になるかどうかという点も問題がありますので、やはり各省の、関係省の次官には一応入っておいていただいた方がいいのじゃないか。そうしますと、会長をどうするかということと、まあ、各省のメンバーが入っておりますと、大体一番主管の次官——大臣が出ませんと、主管の次官が会長になるのが普通である。そうすると、次官を会長にするか大臣を会長にするかということになりますと、各省次官が入っておりますが、敬意を表しまして大臣がよからうということで、この辺はなお、将来、私はこれは全く個人的な見解でございますが、検討の余地はあるかと思いますが、この際としては、一応従来の機構を置いて改正しなくちゃならぬというほどのこともあるまいということで、従来のままにいたしておりますのですね。砂糖関税改訂についての○木村轄八郎君 先ほど荒木さんが砂糖の問題について御質問して、それで尾関さんがああいう御答弁をされた。

和三十六年中に実施すること」ということが一つ、それから砂糖の値段をログラム当たり百二十五円をこうることのないように配慮するというよう、こと等々、付帯決議があるのですよ。それを大蔵大臣が会長として答申するでしょう。そうして大蔵大臣が大蔵臣に答申して、それを今度は、三十一年度には実施できないということとなつてきているのですよね。妙なことは自問自答ということで……。何か、関税制度もやはり答申していますね。それは何かそこに、そういう制度的一つ、これは非常に日本の産業なり、国民生活に重大な影響を及ぼすのでから、そういう何か機構が必要じゃないでしようかね。

堀江義雄さんが意見を書いておりましたね。関税制度に関するそういう民間のいろいろな意見をもつと反映したところが、そういう何か機関というものが新聞に何か意見を発表しておられました。何かそういう点について研究していないのですかね。

○説明員(加治木俊道君)いや、実はこれは必ずしも十分徹底した研究までいたりませんけれども、たとえアメリカでは関税委員会という行政委員会があるわけです。委員会組織の行政機関になっているわけですねけれども、そういういた各国の例、今度緊急關稅をとりますので、緊急關稅の運用上、特にそういった点、いろいろ問題になるわけです。しかし、日本で行政委員会ということになりますと、実際に問題としていろいろな問題を考えなくちゃなりませんのですが、現実に民間の事業なりあるいは業界に直接関連しておりながら、その肩書で給与をどうするかという問題もありますけれども、そのまま行政委員会の委員になるといふのは、これは必ずしも適当でないといふようなことになりますと、フル・タイム・サービスのそういう委員を求めるということは、いろんな委員会での今までの実例に徴しましても、なかなかうまくいかないということ。それから、行政委員会というのは、どうも日本でいろいろ実例はありましたし、現在もあるわけでござりますけれども、なかなかかうまく根をおろさない。それから、関税といいますと、ことに貿易が自由化されると、貿易に関連する諸政策というものが主として関税に表現されて、これでコントロールす

るということになるわけです。そうすると、この背後には、もちろん今は主管は大蔵省でございますけれども、諸政策の担当官庁というのは各省があるわけでござります。結局、各省の政策との調和ということを当然はからざるを得ないので、これと全く分離した形で、各省の政策についても責任を持つた形の委員会といふものを設けることが適当であるかどうかという点もありますして、一応やはり現段階で考えられる限りは、今までの機構を活用するといいますか、緊急關稅につきましては特別の部会をこしらえるか、これは検討の余地がござりますけれども、一応今までの機構を活用して、これを運用していくたらどうか。今までの委員会においても緊急關稅に関してはそういう疑問が出まして、一応審議会での結論はそういうふうになっております。  
○委員長(大竹平八郎君) 本日はこれにて散会いたします。

正する法律案（予備審査のための付託は二月二十日）



第一項又は第二項の規定による異議の申立てに関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に、「申請に基き」を「申請に基づき」に改め、「判明したときは」の下に「、第四十九条の十七に規定する資格審査会の議決に基づき」を加え、同条第二項中「規定による処分をする」を「規定により登録を取り消そうとする」に改め、同条第三項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改め、同条に次の二項を加える。

4 前条第一項及び第三項から第七項までの規定は、第一項の規定により登録を取り消された者において当該処分に異議がある場合に準用する。この場合において、同条第三項及び第六項中「登録」とあるのは「当該処分の取消し」と、同条第五項中「その理由及びその者が第二十二条第四項の規定に該当する者である場合にはその旨」とあるのは「その理由」と読み替えるものとする。

第二十六条第一項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 前条第一項の規定による登録の取消しの処分が確定したとき。

四 前号に規定するもののほか、第四条第一号から第八号までのうちに該当するに至つたことその他の事由により税理士たる資格を有しないこととなつたとき。

第二十六条第一項中「前項第一号から第三号まで」を「前項第一号、第二号又は第四号」に、「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改める。

第二十七条及び第二十八条中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改める。

第三十六条の見出し中「脱税相談」を「脱税相談等」に改め、同条中「脱税につき」を「不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき」に改める。

第四十四条第三号及び第四十五条第一項中「登録の取消」を「税理士業務の禁止」に改める。

第四十八条中「戒告又は税理士業務の停止の」を削る。

第四十九条第一項中「及び連絡」を「連絡及び監督」に改める。

第四十九条の二第三項中「変更」の下に「(政令で定める重要な事項に係るものに限る。)」を加える。

第四十九条の十四第二項中「及び連絡に関する事務を行う」を「、連絡及び監督に関する事務を行ない、並びに税理士の登録に関する事務を行なう」に改める。

第六章中第四十九条の十九を第十九条の二十一とし、第四十九条の十六から第四十九条の十八までを「二条ずつ繰り下げ、第四十九条の十五に見出しとして「税理士会に関する規定の準用」を附し、同条中「(第二項第二号を除く。)」を「第一項」に改め、同条を第四十九条の十六とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十九条の十七 日本税理士会連合会に、資格審査会を置く。  
2 資格審査会は、日本税理士会連合会の請求により、第二十二条第一項の規定による登録の取消しにつき必要な審査を行なうものとする。

3 資格審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

4 会長は、日本税理士会連合会の会長をもつてこれに充てる。

5 委員は、会長が、大蔵大臣の承認を受けて、税理士、国税又は地方税の行政事務に従事する職員及び学識経験者のうちから委嘱する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に規定するもののほか、資格審査会の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

第四十九条の十四の次に次の二条を加える。

(日本税理士会連合会の会則)

第四十九条の十五 日本税理士会連合会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第四十九条の二(第二項各号(第二号を除く。)に掲げる事項

二 税理士の登録に関する規定

三 第四十九条の十七に規定する資格審査会に関する規定

2 日本税理士会連合会の会則の変更(前項第二号に掲げる事項その他政令で定める重要な事項に係るものに限る。)は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じ

第五十一条第二項中「第四十四条（第三号を除く。）、第四十五条（第一項中登録の取消処分に関する部分を除く。）から第四十八条まで」を「第四十四条から第四十六条まで（これらの規定中税理士業務の禁止の処分に関する部分を除く。）、第四十七条、第四十八条（税理士業務の禁止の処分に関する部分を除く。）」に改める。

第五十六条第一項中「第二十二条第一項、第二十五条第一項、」を削る。

第六十三条第二号中「第四十九条の十七」を「第四十九条の十九」に改める。

附則第三十項中「昭和三十一年七月一日から五年間に限り」を「当分の間」に改める。

附則第三十一項第一号中「もつぱら國税又は地方税に関する行政事務に從事した」を「官公署における國税又は地方税に関する事務にもつぱら從事した」に、「行政事務の」を「事務の」に改め、同項第一号中「会計士並びにこれら者の」を「会計士補の」に改める。

附則第三十四項中「並びに第十三条第四項及び第五項」を「第十三、五号、第五条、第八項、第二十四条、附則第三十項、附則第三十一項及

て六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条第一項、第四条第

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内におい

び附則第三十四項の改正規定並に附則第九項の規定は公布の日から、第三十六条の改正規定は同日から起算して十日を経過した日から施行する。

2 改正後の税理士法（以下「新法」という。）第四条第七号及び第二十一条第一項第四号の規定の適用については、改正前の税理士法（以下「旧法」という。）の規定によらず、懲戒处分により税理士の登録を逓減された者は、新法の規定による懲戒処分により税理士業務を行なうことを禁止された者とみなす。

3 新法第四条第九号の規定の適用については、旧法の規定により税理士の登録の申請を却下された者は、新法の規定により税理士の登録を拒否された者とみなす。

4 旧法の規定により国税庁長官に提出した登録申請書その他の税理士の登録に関する書類は、この法律の施行の日（以下「施行日」）という。において新法の規定により日本税理士会連合会（以下「連合会」という。）に提出したものとみなす。

5 旧法の規定による税理士名簿の登録は、施行日以後は、新法の規定による税理士名簿の登録とみなす。

6 旧法の規定により国税庁長官が交付した税理士証票は、施行日以後は、新法の規定による税理士証票とみなす。

7 旧法第二十二条第一項又は第二十五条第一項の規定による処分を受けた者において当該処分に異議がある場合における訴願について

は、なお從前の例による。

8 国税庁長官は、施行日において、国税庁に備えた税理士名簿その他の税理士の登録に関する書類を連合会に引き継がなければならぬ。

9 連合会は、この法律の公布の日以後遅滞なく、会則の変更につき必要な手続を行なわなければならぬ。

10 弁理士法(大正十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

11 第五条第三号中「登録ノ取消ノ処分ヲ受ケタル者」を「業務ヲ禁止セラレタル者」に改め、「若ハ取消」を削る。

12 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

13 第四条第七号中「旧税務代理士法(昭和十七年法律第四十六号)」を削り、「許可の取消、除名又は業務の禁止」を「業務の禁止又は除名」に改める。

12 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

13 第四条第二十一号中「税理士の登録及び監督並びに」を「並びに税理士」に改める。

13 第三十二条第三号中「税理士の登録及び監督並びに」を「税理士、」に改める。

13 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

13 第六条第三号中「登録を取り消され」を「業務を禁止され」に改める。

14 第十二条第一項第二号中「許可取消」を削る。

15 司法書士法(昭和二十五年法律第一百九十七号)の一部を次のように改正する。

15 第三条第五号中「税理士」を

削り、「弁理士」の下に「若しくは税理士」を加える。

15 この法律による改正後の弁理士法第五条第三号、公認会計士法第四条第七号、弁護士法第六条第三号及び第十二条第一項第二号並びに司法書士法第三条第五号の規定の適用については、旧法の規定による懲戒処分たる税理士の登録の取消しは、新法の規定による懲戒処分たる税理士業務の禁止とみなす。